

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・デジタル技術を活用した戦略を推進するとともに、関係書類の電子化・ペーパーレース化を進め、利便性の向上と業務効率化の実現を図っていきます。
- ・下請事業者との適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。
- ・協力会社等に対して健康管理・安全管理を支援し、ともに健康かつ安全に働くことのできる環境やノウハウを提供するとともに、健康経営にかかる周知啓蒙を行っていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と取引業者等との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な価格低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めるとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労務条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの上昇があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

その上で、建設業を営む企業として、国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請契約の締結を徹底します。

② 下請代金の支払条件

創業以来の現金取引主義を貫徹し、取引代金は現金での支払いを徹底します。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引業者等に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引業者等に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

大東建託は、社会の大きな変化を機会ととらえ、取引先と共に、良質な賃貸住宅の供給と事業提案により、社会貢献に努めてまいりました。今後も、グループパーパス「託すをつなぎ、未来をひらく。」のもと、事業を通じた地域の活性化による社会貢献を持続するために不可欠な取引先様と、共存共栄できるパートナーシップを築いてまいります。

2022年9月29日

改定 2024年9月2日

大東建託株式会社 代表取締役 社長執行役員 CEO 竹内 啓